

消費税の一般・簡易の選択と令和元年税率改正

PwC税理士法人の税務指導事業の概要

以下のようなご相談についてアドバイスさせていただきます。

- 一般課税・簡易課税の選択に関するご相談(それぞれの消費税納税額のシミュレーションなど)
- 新旧消費税率の適用の判断、経過措置の適用の有無に関するご相談
- 軽減税率導入のご準備に関するご相談

一般課税・簡易課税の選択

● 消費税の計算には以下二つの方法があり、いずれの方法で計算するかにより、消費税の納税額が変わります。

原則(一般課税)

計算方法(国税) $(課税売上高 \times 6.3\%) - (課税仕入高 \times 6.3/108)$

要件 課税仕入れ等に係る消費税額を控除するには帳簿及び請求書等の保存が必要です。

簡易課税制度

計算方法(国税) $(課税売上高 \times 6.3\%) - (課税売上高 \times \text{みなし仕入率})$

要件 事前に届出書を提出(基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者に限ります。)

※一度簡易課税制度を選択すると2年間に変更不可です。

※地方消費税の計算方法は、いずれの場合も消費税額 $\times 17/63$ です。

	業種	みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業	80%
第3種事業	農林・漁業、建築業、製造業等	70%
第4種事業	飲食店業等	60%
第5種事業	運輸・通信業、金融・保険業、サービス業等	50%
第6種事業	不動産業	40%

一般課税か簡易課税かの選択にあたっては、過去の実績や将来予測に基づく消費税額のシミュレーションを行うことをお勧めします。

一般課税の場合の経理や帳簿等の保存の手間も判断要素となります。